

選鑛夫	同	一、三九八
製鍊夫	同	一、九七六
雜夫	同	一、四一一
最低	同	一、二〇〇

此外の廉賃(一升十七錢)に依る消極的利得は一人一日當り四十錢餘なり。而して會社所有の住宅に住むものよりは僅少の修繕料を徴するに止まり、會社の住宅を使用せざるものには月一圓の住宅料を給せり。會社側は現在の最低實收は約二圓二三十錢なりと云へり。

坑内夫の労働時間は現に坑口見張りよりの八時間制なり。之を坑口よりの八時間制とすべしと要求せるなり。二者の差は約一時間なりと云ふ。其他製鍊夫にも八時間制を實施し坑外雜夫にのみ十時間制を適用す。

二十六日夕刻竝に二十七日、數千の鑛夫鑛山事務所に押せ來り、要求の即答を迫り、若干の器物を損壞し、又間藤變電所のスイッチを切斷せり。一方鑛夫等は飯場頭に對し辭職を迫りたるを以て、頭役の之を承諾するもの續出せり。

鑛山側に於ては警官の來山を乞ふと共に二十七日より臨時休業を宣せり。

二十八日松葉會長以下幹部六名騷擾罪にて拘引せらる。

二十九日、直接本社と交渉すべく、上京の途に付きし幹部二十餘名中十八名栃木驛にて拘引せらる幹部を失ひたる同盟會員は、鑛山に於ては略々平靜にして、上京したるものは十一月三十日及十二月一日兩度會社の昆田事務と會見し主として飲場制度の廢止のみを要求せしも會社側は只將來次第に改善すべしと答へたるのみにして、要求容れられず。二日に至り遂に歸山せり。鑛業所にては事件落著せりと認めたるを以て、十二月二日より作業を開始すべきを揭示し、當日休業したるものは今後就業を拒絶すべき旨を附記したるに、本山方面は平常通り作業を開始したるも、通洞方面は殆んど就業せず、小瀧方面亦就業不良なり。(本山には全國坑夫組合に屬するもの多し。三日、四日、五日略同様にして本山は平常通り就業し、小瀧も次第に入坑者を増したるも、同盟會依然降らず。本部の所在地にして今回紛擾勃發の中心たる通洞は殆ど就業者なかりき。

四日夜、交渉の爲上京したる十一名の實行委員は本社にて社員と會見せり。彼等は從來鑛山側と交渉するに際して職業的運動者を仲介者とし、會見の局に當らしめたるの非を覺り、今回は直接交渉し左の希望事項を揭示せり。

一、飯場團體の廢止は希望せず。唯頭役の廢止を希望す。故に頭役に替ふるに飯場より選出する世話人を以つてし、別に意志疎通機關として評議員會の如きものを置くこと

二、右の改革に付期日を決定せられたし。期日内は鑛夫は反對運動を爲さず